

「定住促進新築住宅取得奨励金」の申請を受け付けます

間内に忘れずに申請してください ※今年度は、平成24年1月2日から平成26年1月1日までの間に建築された住宅が対象です。期)て、一定の条件のもと、**家屋の固定資産税50~75%分を奨励金として最大3年間交付します。** 市では、定住人口の増加と地域の活性化を図るため、 市内に新築住宅を取得し定住した人に対

申請期間 3月2日月~31日 (必着)

※直接持参する場合は、

<u>+</u>

申請書類申請書、請求書 日・休日を除きます。 契約書の写し(市内建築業

が見込まれる人に郵送します ジからダウンロードできます。 **画課で配布又は市ホームペー** ※申請用紙は、本制度の該当 (2月中旬予定)。その他、 者を利用した場合) 対象者

申請方法市税を完納後、

要事項を記入のうえ、申請

書類を郵送又は直接企画課

②対象住宅の所在地に住民登 ①市税に滞納がないこと 交付額 家屋の居住部分の問 録をしていること

定資産税額の50%

郵送先 (住所は記入不要)

(市役所3階)

本庄市役所企画課 -367-8501

⑴次の①~③のいずれかに該 当する場合は15%を加算

★企画課**6**31157 左記へご相談ください。 **関の詳細を確認したい場合は**

※奨励金の該当の有無など制

【制度概要】

対象住宅 台所、便所、浴室 して使用しているもの) 宅(併用住宅は、延べ床面 独立性を有するもので専ら 及び居室を有し、利用上の 積の2分の1以上を住宅と 自己の居住用に使用する住

取得は除く) 取得(新築又は購入)した す人(増改築や中古住宅の 人で次の①②の要件を満た 市内に右記の住宅を

交付上限額

10万円(1年度

含む)のある建築業者から

取得した場合は10%を加算

当たり)

実施期間 ※毎年申請が必要です。 **父付期間** 当該住宅の固定資 ら3年間 産税を課税された初年度か 平成29年度まで

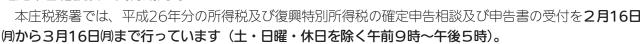
①新築住宅の取得時に市内に 転入した人

③生計を一にする中学生以下 の子を持つ親族と同居する の子を持つ人

②市内に本社(個人事業主を ②生計を一にする中学生以下 税務署からのお知らせ

確定申告は自分で作成してお早めに!

● 確定申告相談及び受付期間等について



上記期間中は、午後2時以降対応する職員が少なくなります。ご相談がある人は、お早めにお越しください。 (www.nta.go.jp)「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成でき ※確定申告書は国税庁ホームページ ますのでご利用ください。

◆公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、 年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。 この場合であっても、所得税の還付を受けるためには、 確定申告書を提出する必要があります。 また、所得税の確定申告が必要のない場合であっても、 住民税の申告が必要な場合がありますのでご注意 ください。

★本庄税務署☎221 (自動音声案内)

国民年金保険料の納付は

「座振替」 が 便利

でお得

国民年金の保険料は、 次の

ど、まとめての納付は難しい という人は、 「早割」をご活用ください。诵 □座振替による

ができます。

⑴□座振替

いずれかの方法で納めること

末ですが、当月末の口座振替 (早割)にすると月額50円の 常、保険料の納付期限は翌月

割引になります。

③日本年金機構から送付され ②クレジットカード納付

る納付書を使用し、

金融機

郵便局、コンビニ等の

納付の申込方法 口座振替・クレジットカード

◎□座振替

④電子納付(インターネット

各窓口で納付

バンキング、モバイルバン

キング、テレフォンバンキ

手続先 金融機関又は年金事

用意 預 (貯) 金通帳、 年金手帳又は納付書 通帳届出

心です。

前納」・「早割」

制度がお得

国民年金の保険料は月額1

250円 (平成26年度)

れば納め忘れの心配がなく安

※□座振替は、一度手続きす

◎クレジットカード納付 手続先 年金事務所(市から しています 年金事務所への取り次ぎも

ですが、保険料をまとめて前

用意

年金手帳又は納付書

クレジットカード、印鑑

ドで新規に2年前納、 月末までに手続きをお願いし ※□座振替又はクレジットカー (変更する場合も含む) は、2 半年前納を申し込む場合 . 1 年前

のでお得です。

数に応じた割引が受けられる 払い(前納)すると、その月

です。

割引を受けたいけれ

14、800円 納する方法で、

ます。

なお、

2年前納できる

こんなにお得

なんだね!

のは□座振替のみです。

いのは、□座振替で2年分前

その割引額は (平成26年度)

その中でも最も割引率が高

(参考) 平成26年度 国民年金保険料 割引額一覧

割引額(※1) 平成26年度 2年前納 早割 1年前納 半年前納 14,800円 3,840円 1,040円 50円 □座振替 (納期:4月末日) (納期: 当月末日) (納期:4月末日) (納期:※2) 納付方法 クレジット 3,250円 740円 カード (納期:※2) (納期:4月末日) 納付書

割引額は当該年度の保険料額によって変動しますので、翌年度以降は変わる場合があります。 **%**1

(4~9月分) 4月末日、後期(10~翌年3月分) 10月末日

国民年金保険料の納付が困難なときは

学生のため収入がなく保険料を納めることができ ない人や、失業などの理由により保険料の納付が経 済的に困難な人には、次のような制度がありますの で、ご利用ください。

○学生納付特例制度

学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合、申 請して承認されると在学期間中の保険料納付が猶予 されます。

○免除制度

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の 場合、申請して承認されると保険料納付が免除され ます。(所得額に応じて免除される額が決まります)

○若年者納付猶予制度

30歳未満で、本人・配偶者の前年所得が一定額 以下の場合、申請して承認されると保険料納付が猶 予されます。

確定申告に必要な

「国民年金保険料控除証明書」が送付されます

平成26年10月1日から12月31日までの間に初 めて国民年金保険料を納付した人には、「国民年金 保険料控除証明書」が2月上旬に日本年金機構から 送付されますので、確定申告の際にご使用ください。 なお、平成26年1月1日から9月30日までの間 に納付した人には、11月上旬に送付済です。

★控除証明専用ダイヤル

20570-058-555

(IP電話の場合は03-6700-1144)

お問い合わせ先

★市民課**☎**७1114 市民福祉課費@1333

熊谷年金事務所☎048-522-5012